

1. バリアフリーの必要性

(1) 基本構想策定の背景と目的

我が国においては、これまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められています。また、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められています。

こうした状況の中で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、ハートビル法）（平成6年施行）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、交通バリアフリー法）（平成12年施行）」を統合する形で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」が平成18年に施行されたことにより、駅や周辺施設、道路などにおいて重点的かつ面的・一体的なバリアフリー整備が求められることとなりました。

さらに、バリアフリー法に基づき、国から示された「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、基本方針）（平成23年改正）」においては、移動等円滑化の具体的な目標が定められるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）（平成28年施行）」や、平成29年2月には東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、「ユニバーサルデザイン」、「心のバリアフリー」を推進するため、国により「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されるなど、あらゆる人々に対する社会的障壁の除去に向けた要請は一層高まってきています。

本市の玄関口であるJR岐阜駅周辺においては、これまで岐阜駅南口駅前広場や岐阜駅北口駅前広場を始め、市街地再開発事業により建設されたビルや周辺街区と駅舎を接続する歩行者用デッキなど、各種まちづくりが移動等円滑化の指針に沿って進められてきました。しかしながら、上記のような社会的背景の変化の中で、駅周辺での新たなまちづくりの進捗があることから、駅周辺地区におけるバリアフリー化の更なる充実が必要となってきました。

このため、JR岐阜駅周辺地区を重点整備地区とするバリアフリー基本構想を策定し、同地区におけるバリアフリー化の推進に取り組むこととしたものです。

(2) 岐阜市の状況

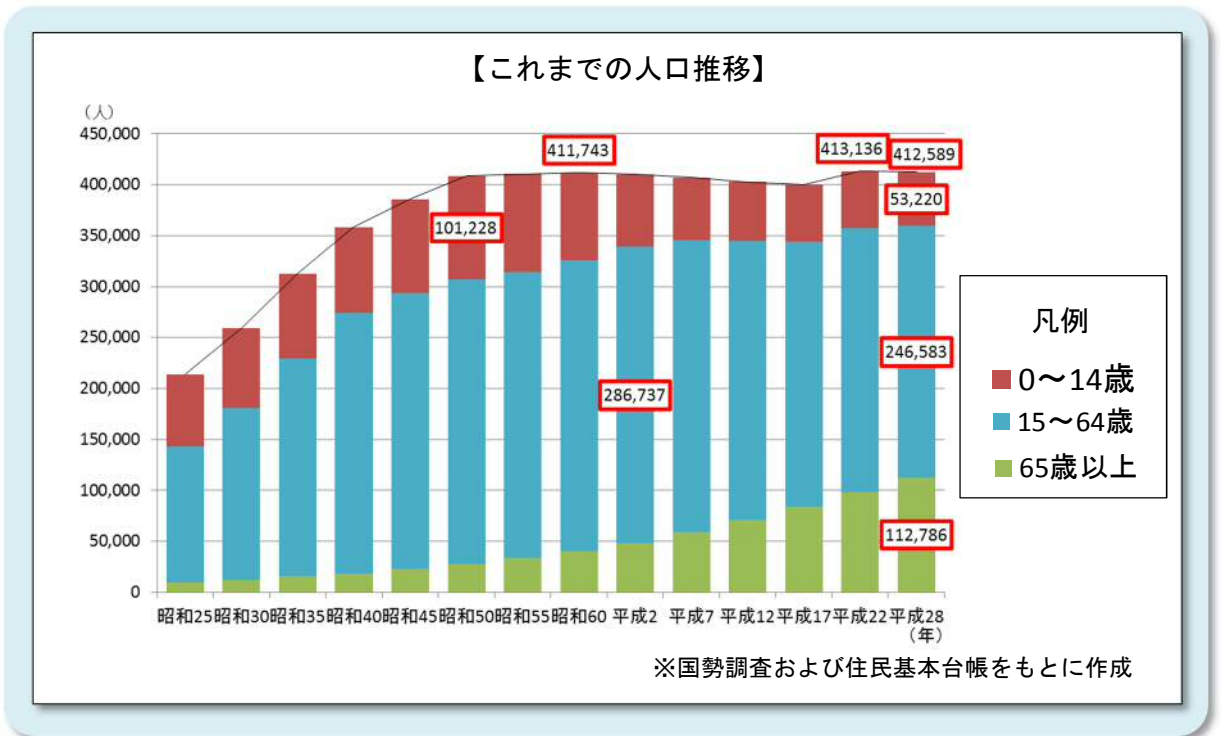
1) 高齢化等の現状と見通し

【高齢化等の現状】

総人口（国勢調査に基づく）は、昭和 60 年を境に減少傾向にあります。

年齢三区分別人口を見てみると、生産活動の中心である生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 2 年をピークに減少傾向にあります。また、年少人口（0～14 歳）は、昭和 50 年をピークに減少傾向にあり、平成 28 年 4 月 1 日現在（住民基本台帳）では、ピーク時の約半分程度まで減少しています。

一方、老年人口（65 歳以上）は、一貫して増加傾向にあり平成 7 年以降は年少人口を上回っています。

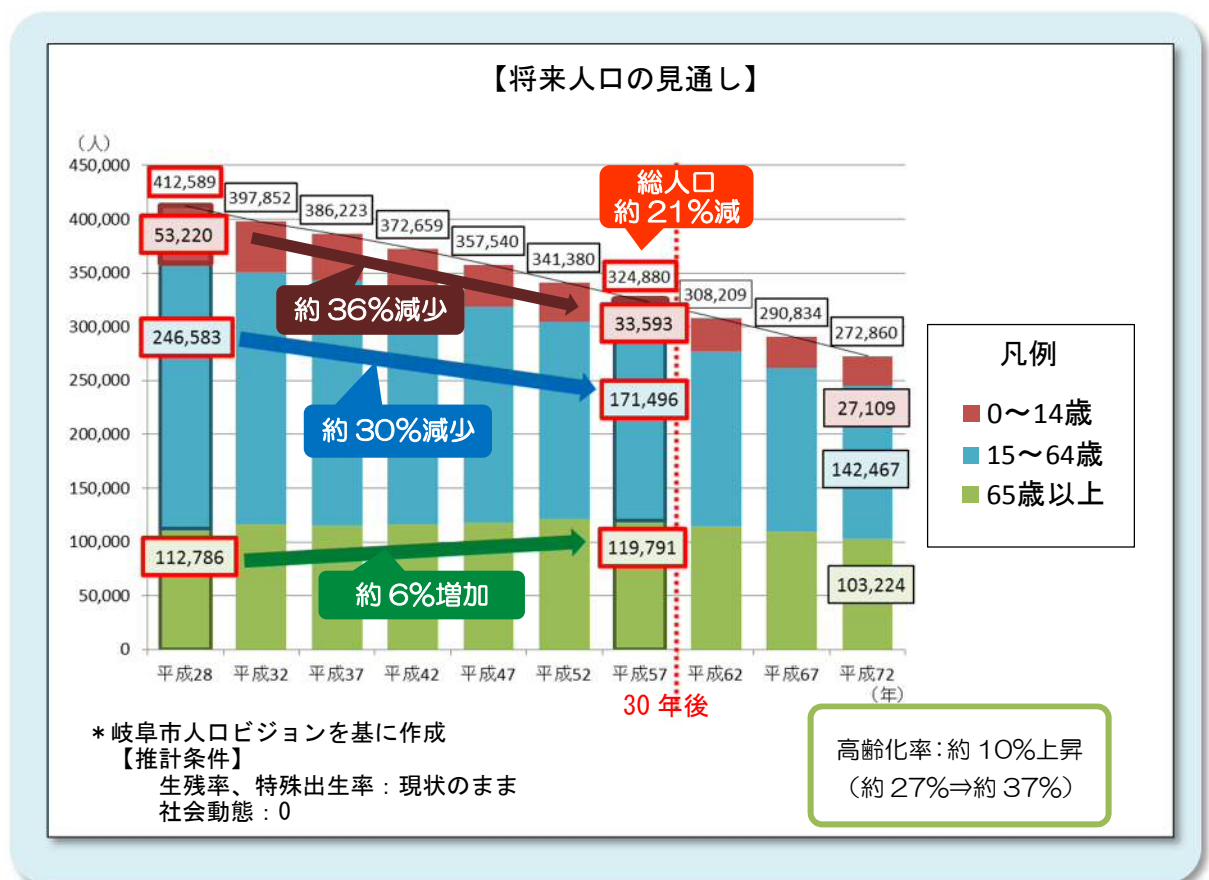


【高齢化等の今後の見通し】

「岐阜市人口ビジョン（平成 27 年 12 月）」では、総人口は平成 28 年から平成 57 年までの約 30 年間で、約 21%減少することが見込まれています。

このうち、生産年齢人口（15～64 歳）は約 30%減少の見込みであり、年少人口（0～14 歳）は約 36%減少することが見込まれます。

一方、老年人口（65 歳以上）は約 6%増加することが見込まれ、結果的に総人口に占める老年人口の割合である高齢化率は、約 10%上昇する見込みとなっています。



2) 障がいのある人等の状況

【障がいのある人】

障がいのある人の数の推移をみると、以下のとおり増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数は、平成19年は16,268人であったのに対し、平成28年には17,031人となっており、緩やかに増加しています。

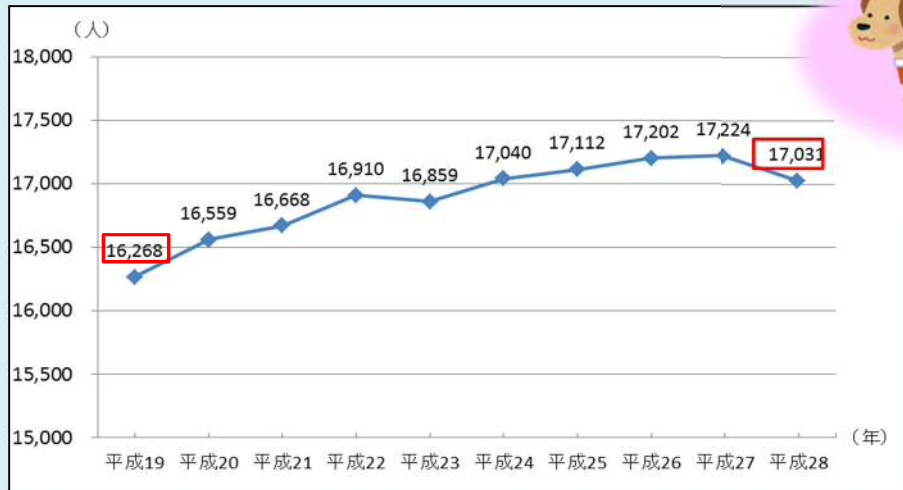
療育手帳所持者数は、平成19年では2,629人であったのに対し、平成28年には3,640人となっており、約1.4倍に増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成19年では1,552人であったのに対し、平成28年には3,199人となっており、約2.1倍に増加しています。

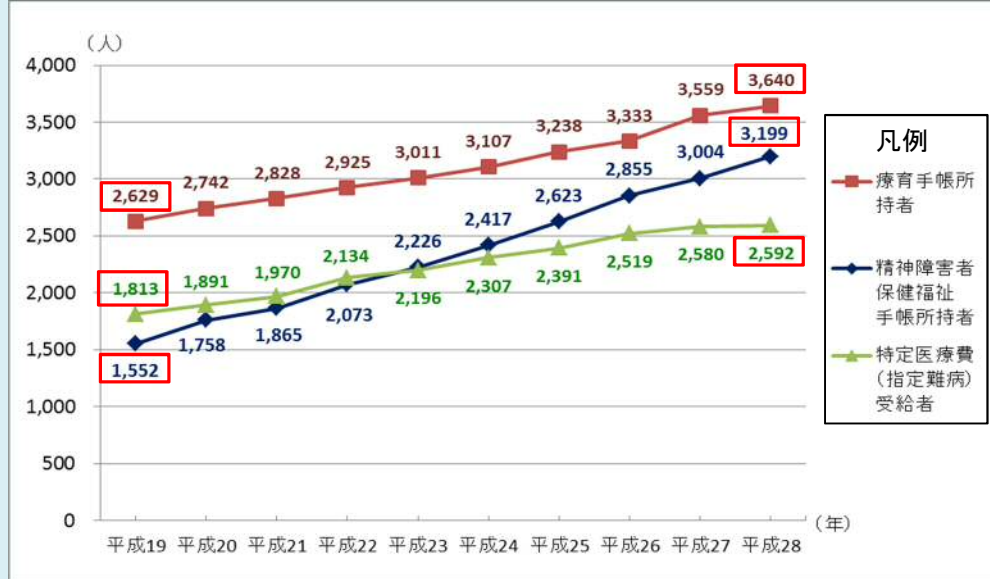
特定医療費(指定難病)受給者数は、平成19年では1,813人であったのに対し、平成28年では2,592人となっており、約1.4倍に増加しています。



【身体障害者手帳所持者の推移】



【療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、特定医療費(指定難病)受給者の推移】



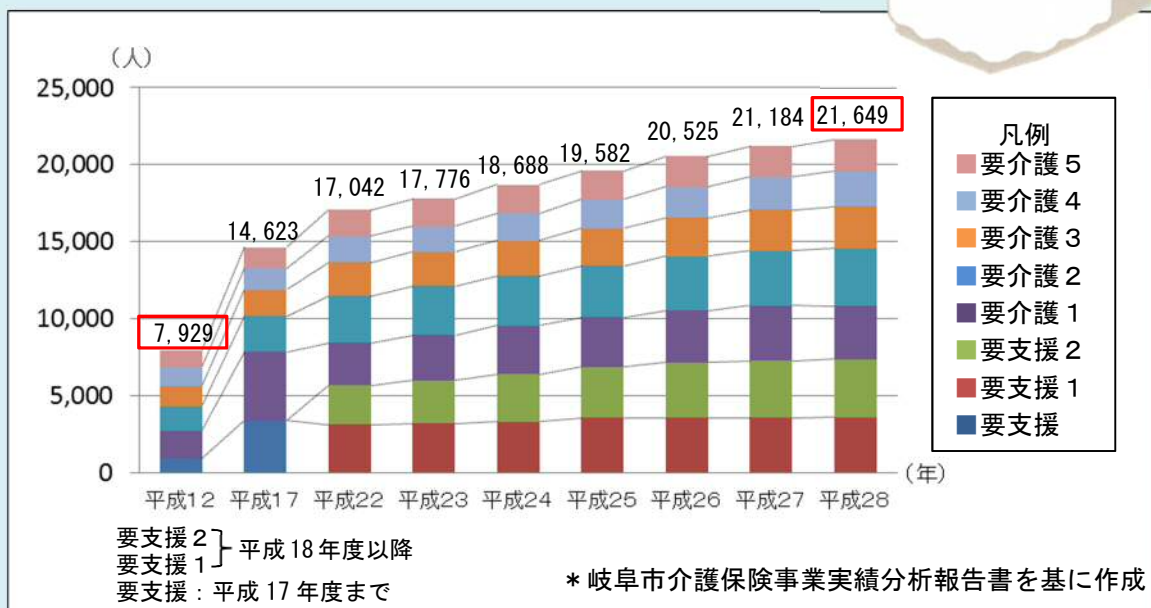
【要支援・要介護認定者】

要支援者・要介護認定者数の推移をみると、介護保険制度が導入された平成12年では7,929人であったのに対し、平成28年には21,649人となっており、約2.7倍に増加しています。

要支援者・要介護認定者数は、今後も増加していくことが見込まれます。



【要支援・要介護認定者の推移】



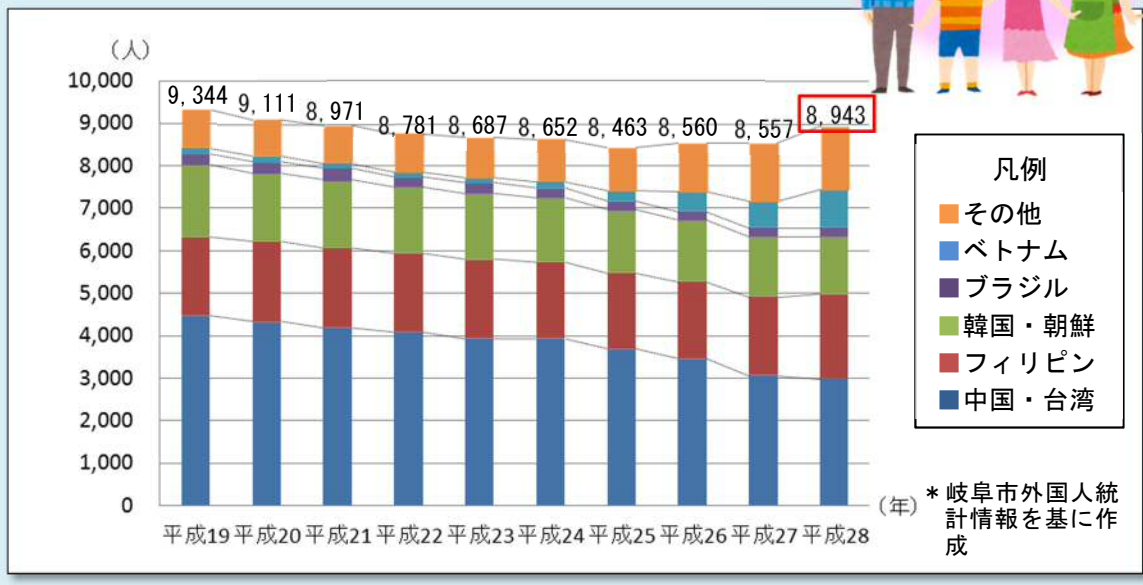
3) 外国人市民と外国人観光客の状況

【外国人市民】

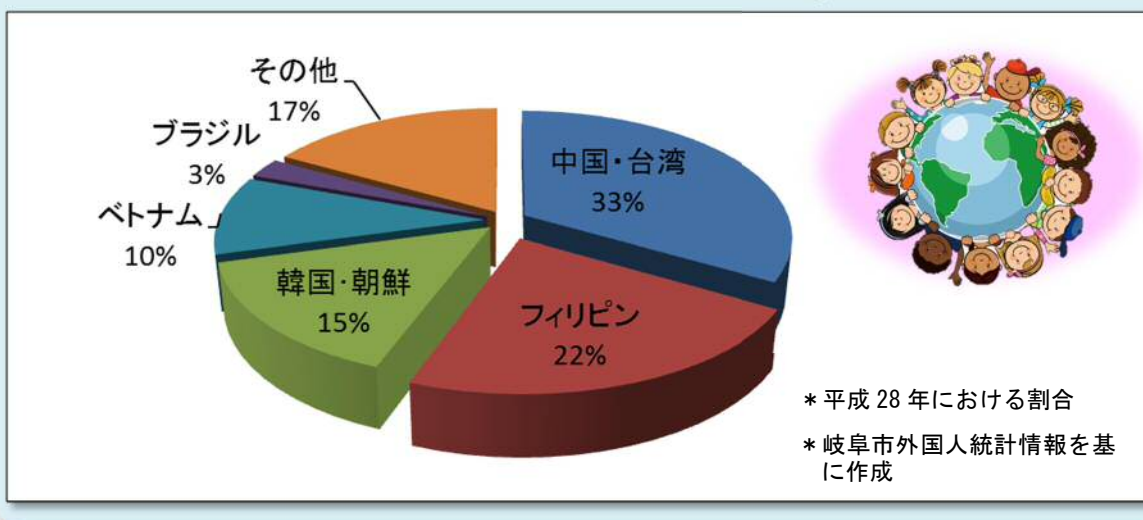
本市には、約 70 か国、約 9,000 人（平成 28 年）の外国人市民が生活しています。国籍・地域別の割合をみると、中国・台湾が 33%を占め、次いでフィリピンが 22%、韓国・朝鮮が 15%と続きます。最近の傾向としては、ベトナム国籍の人が増えてきており、また近隣市町においては、ブラジル国籍の人も多く居住しています。



【外国人市民の推移】



【外国人市民の国籍・地域別割合】



【外国人観光客】

本市は、織田信長公ゆかりの岐阜城をいただく金華山や、1,300年の伝統を誇る鵜飼いで名高い清流長良川などの観光資源を擁していることから、多くの外国人観光客が訪れています。

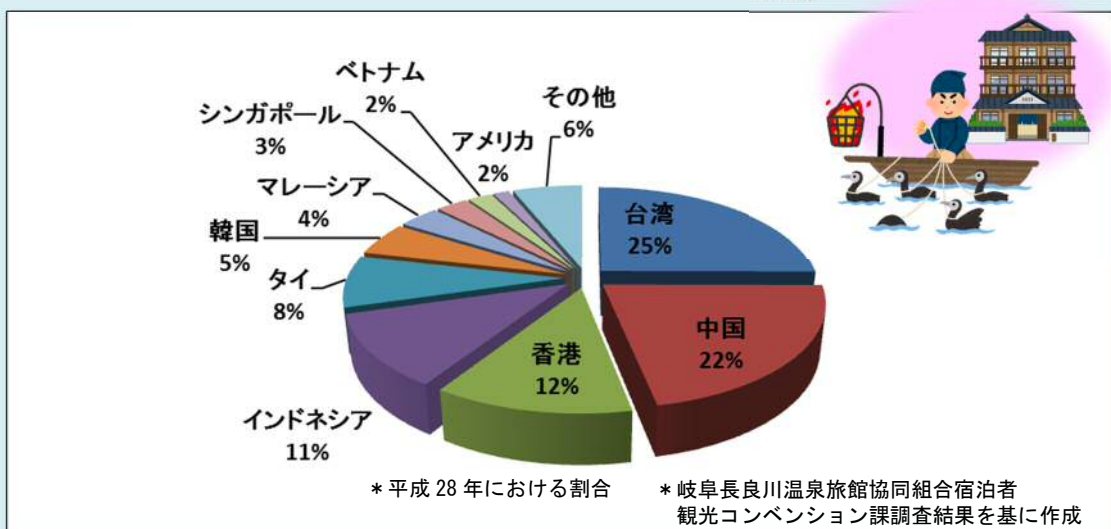
主要な宿泊地である長良川温泉における外国人宿泊者数の推移を見てみると、東日本大震災が発生した平成23年に減少しましたが、その後は大きな増加傾向にあります。

平成28年には、年間約5万人の外国人が宿泊しており、国籍・地域別の割合をみると、台湾が最も多く25%となっており、次いで中国が22%、香港が12%、インドネシアが11%の順に続いています。

【外国人宿泊者の推移】



【外国人宿泊者の国籍・地域別割合】



(3) バリアフリー関連法

1) バリアフリーに関する法律等の経緯

バリアフリーに関する法律は、高齢者や身体障がいのある人等が円滑に利用することを目的に、特定建築物を対象とした「ハートビル法」や、公共交通機関を対象とした「交通バリアフリー法」が施行され、その後両法を統合する「バリアフリー法」が施行されるなど変遷を重ねています。

また、「バリアフリー法」の主旨に基づき、具体的なバリアフリー化の目標を定める基本方針が国から示されるとともに、国・地方公共団体等や事業者に対し、障がいを理由とする差別の禁止や社会的障壁の除去に対する合理的な配慮などを求める「差別解消法」が施行されています。

【関連法等年表】

H6年	ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）施行
H12年	交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）施行
H18年	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）施行 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する基本方針の告示
H23年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する基本方針改正の告示
H28年	差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）施行

2) 基本方針に定める目標

平成18年にバリアフリー法が施行され、その主旨に基づき同年に具体的な目標を定める基本方針が示されましたが、高齢化の更なる進展や自立と共生の理念の浸透など社会情勢の変化に対応し、平成23年に基本方針が改正され、新たなバリアフリー化の目標が設定されました。

【基本方針における目標の一例】

旧目標(平成18年)

1日平均利用者数5,000人以上の鉄軌道駅（約2,800駅）を原則として全てバリアフリー化（全駅約9,500駅中）

〈参考〉
鉄軌道駅のバリアフリー化率
平成12年度：29%⇒平成21年度77%

新目標(平成23年)

3,000人以上の鉄軌道駅を原則として全てバリアフリー化

5,000人以上 : 約2,800駅
3,000人-5,000人 : 約650駅

ホームドア・可動式ホーム柵について優先的に整備すべき駅を検討し、可能な限り設置を促進